

議案第50号

損害賠償の額を定める件

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月22日提出

摂津市長 森 山 一 正

事故名	事故発生状況	損害賠償の相手方	損害賠償の額	過失割合
公用自動車による車両損傷及び人身事故	令和3年2月1日（月）午後1時10分頃、摂津市一津屋二丁目2番地先、府道正雀一津屋線において、公用軽自動車（黒塗り）が、前方で停車していた相手方車両（黒塗り）に追突し、当該車両の一部を損傷させたもの。また、追突の衝撃により相手方に頸部捻挫を負わせたもの。	（黒塗り） （黒塗り） （黒塗り）	858,023円	本市 100% 相手方 0%